

審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更の認可について

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から令和元年8月9日付け令01原機（科保）021をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請について」（令和元年11月15日付け令01原機（科保）052及び令和2年1月17日付け令01原機（科保）069をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請は、同条第2項に規定されている「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないものと認める。

II. 申請の内容

本申請の変更の内容は以下のとおりである。

- (1) 東海第二発電所防潮堤設置工事に伴う周辺監視区域変更
- (2) 記載の適正化に係る変更

III. 審査の方針

1. 審査の方針

原子力規制委員会は、審査において、本申請の内容が法第37条第2項に規定されている「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」には該当しないことを確認することとした。

2. 審査の方法

原子力規制委員会は、本申請の変更が、法第37条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないと認められるとき」には該当しないことを確認するため、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第1311273号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。))に示された要件を満たしているかについて確認することとした。

IV. 審査の内容

審査の結果、原子力規制委員会は、以下のことから、本申請に係る変更は、法第37条第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときには該当しないものであり、認可して差し支えないものと判断する。

1. 変更内容（1）東海第二発電所防潮堤設置工事に伴う周辺監視区域変更

審査基準においては、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第1項第6号のうち周辺監視区域について、周辺監視区域の設定及び措置（試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置^{※1}をいう。）並びに立入制限等に関することが明記されていることを、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項としている。

※1：人の居住を禁止すること。

境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の立入を制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。

申請者は、日本原子力発電株式会社が実施する東海第二発電所防潮堤設置工事の作業エリアを確保するため、周辺監視区域を変更^{※2}するとしている。

※2：申請者の敷地と東海第二発電所の敷地は隣接しており、周辺監視区域は一部共有している。当該変更により、申請者の周辺監視区域が一部減少する。

試験炉規則第7条第3号に掲げられた措置^{※1}に関しては、申請者と日本原子力発電株式会社との「周辺監視区域等の使用に関する覚書」に基づき、引き続き実施するとしている。

また、変更後の周辺監視区域境界において、周辺監視区域に業務上立ち入る者が受ける原子力科学研究所の施設からの実効線量が1年間につき1 mSvを超えるおそれのないことを、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許可申請書の計算条件及び計算方法を用いて確認しているとしている。

原子力規制委員会は、当該変更について、変更後においても周辺監視区域が指定されており、人の居住の禁止や業務上立ち入る者以外の立入制限の措置は引き続き実施することから、試験炉規則第15条第1項第6号に基づく管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限に係る審査基準の要求事項を満たしていることを確認した。

また、申請者は本変更により、試験炉規則第1条の2第2項第6号に基づく周辺監視区域外の線量限度（実効線量で年間1ミリシーベルト）を超えるおそれがないことについて、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許

可申請書の平常時被ばく線量評価の計算条件及び計算方法を用いて確認していることから、変更後の周辺監視区域においても要求事項を満たしていることを確認した。

2. 変更内容（2）記載の適正化に係る変更について

原子力規制委員会は、当該変更について、図の表記の記載の適正化であることから、審査基準への適合性に影響を与えるものではないことを確認した。

なお、審査基準における各号共通事項は、保安規定に明記された職務及び組織に従ってそれぞれの事項に関する責任者が明記されていること及び品質保証計画に基づき品質保証活動を実施することが明記されていることを要求している。

本申請内容は、上記1. 及び2. に記述したとおりであり、原子力規制委員会は、本申請に伴う保安規定による職務や責任者及び品質保証計画に変更はなく、現在の保安規定に基づく職務や責任者において本変更に係る品質保証活動が行われることを確認した。